

第19回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第19回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成23年2月18日 午後1時30分から午後3時まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川委員、竹岡委員、板花委員、齊藤委員、宇留賀委員、勝野委員、藤澤委員、丸山委員、横川委員、布施委員、谷委員、小林委員、青嶋委員、宮下委員、宇田委員、中山委員
5	市側出席者	都市建設部：久保田部長、都市計画課：内田課長、鎌崎係長、城取主査、山田主査、田中主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成23年2月23日

協 議 事 項 等

1 会議の概要

1. 開 会 (内田課長)

2. あいさつ (久保田部長・藤澤会長)

【本日の出席委員 16名で審議会成立】(会長報告時は15名であったが途中から1名参加)
(議事録署名人 齊藤委員、丸山委員)

3. 事務報告

4. 審議案件

(1) 議案第1号 豊科都市計画道路の変更について

5. 報 告

(1) 安曇野市土地利用基本計画書について
(2) その他

6. 閉 会

※審議案件の意見概要

○中央通線の代替となる東町通線はプールから北と吉野地区にも未改良部分があるが、全て平成25年度中に完了するのか。(委員)

→プールから北は平成25年度位までに整備完了となるが、吉野については未定である。
(事務局)

○重要な路線として位置づけられるため、早期の供用開始を要望する。
相生町線は、約300mの区間が商業地域にある。中心市街地の活性化が急務であると
し、安曇野市のまちづくりの中でも位置づけされているが、この道路を廃止した今
後廃止する路線があると説明を聞いている。まちづくりの施策等についても踏み込
んだ内容で検討願いたい。(委員)

→今後の商店街の活性化に向けた取り組みという中で、道路整備や画地の整理という
ものを、ご商売されている皆さんと一緒に考えていく必要があると思う。(事務局)

○3・5・5東町通線は補完道路という位置づけのため、事業概要をおうかがいたい。
また、廃止する2路線で53条の許可状況等教えていただきたい。(事務局)

→プールから公園線まで、道路改良事業で平成25年度中に完成予定である。
幅員は全幅10m、車道2車線、片側歩道である。
53条の件数は、中央通線が44件、相生町線が7件である。

○中央通線の警察とサティの間の一部が開通している。この取り扱いをどうするのか。サティの所有であっても当時は先を見据えた中で、整備された道路と理解している。廃止するのであれば市としての対応も必要になるのではないかと。

→道型はあるが、街路整備ではなくサティ建設時に道路位置指定を受けた道路である。市が直接管理する道路ではない。対応については今後検討させていただきたい。

◎議案第1号 「豊科都市計画道路の変更」について採決

【賛成多数で議案第1号は原案どおり可決】

※報告事項の意見概要

(1) 安曇野市土地利用基本計画(案)について

○産業集積をどこに想定しているのか。農振法、農地法と絡めた中で適用できる場所がないと思う。(委員)

→土地利用基本計画においては、産業集積地に隣接すれば可能となっており、それ以外では特定開発で可能なものは認定していくということである。具体的にどこに産業集積地を設けるかについては、商工観光部で進めている工業振興ビジョンで明らかにされてくると認識している。(事務局)

○国営事業の受益で工場団地に隣接している箇所の農地転用は可能なのか。(委員)

○国営かんがい排水事業等の受益に入っておりまた、農振法の強化がされてきているため、適正な判断をせざるを得ない。田園産業都市という安曇野市の目標があるため、それに従い農工一体となった対応、処理をしていかなくてはいけないと思う。(委員)

○図面の県道の起点終点表示は明確にしていきたい。(委員)

→訂正させていただきたい。(事務局)

(2) その他

○今回の変更路線以外に5路線ほど廃止候補になっているが、地域全体の交通体系を踏まえた中の都市計画道路という側面もあるため、現在市で進めている道路整備総合計画を本審議会にも開示することが必要と考える。(委員)

→現在建設部局で策定を進めているため公表できる段階がきたら公表させていただく。
(事務局)

○本庁舎の位置が決まり、建設に向け事務を進めているが、国道147号が豊科地域及び市の中核であり、整備を必要とする道路であると考えため、今後見直しの中で研究されるよう要望する。(委員)

→国道147号を含めた道路交通網の研究については、県との協議をする中で進めていきたい。
(事務局)

○都市計画道路の廃止候補の路線の中に宅地の売買や、建て替えなどがある。その場合、廃止と決まっても売買価格や条件的制約があるため、早急に廃止の手続きをしていただきたい。(委員)

→今後の予定として、3月に入ったら豊科地域が主であるが、説明会を開催する。早いものについては6月ごろ変更の手続きを計画している。

○土地利用条例が施行されるにあたり、各建築関係団体に条例が施行されることを伝えてほしい。宅地建物取引業者は、取引にあたり重要事項の説明をしなくてはならない。条例施行するにあたり、取引業協会があるため連絡をとり、重要事項の説明の中に条例の制限を加えていただくよう要請を願いたい。

→以前にも実施しているが、3月に建築3会等含めて宅建協会に声をかけながら説明会を計画したい。(事務局)